



## 家庭から出た災害ごみの受入手続きが変わります。

家庭から出た災害ごみ（可燃ごみ等以外の畳、ふとん、粗大ごみ〔家具など〕、家電等を含む。）について、7月11日（水）から広多賀谷多目的広場で受け入れています。

引き続き家庭から出た災害ごみはお持ち込みいただけますが、10月1日（月）から搬入受付時に災証明書（写しでも可）又は呉市が発行した証明書（呉市発注の家屋撤去工事の場合）を提示していただくこととさせていただきます。

お手数ですが、適正な災害廃棄物処理のため、御協力をお願いいたします。

また、これまでどおり、事業によるごみは、受入れの対象としておりませんので、注意してください。

なお、10月1日（月）から災害による土砂・土のう（がれき・流木混じり土砂を含む。）は、阿賀マリノポリス地区内ストックヤードに受入場所が変わりますので、注意してください。

### <広多賀谷多目的広場での家庭から出た災害ごみの受入れについて>

【受入時間】 9時00分～17時00分（※当分の間、土・日・祝も受け入れます。）

【受入物】 家庭から出た災害ごみ

※り災証明書（写しでも可）を提示してください。

【受入場所】 下図参照



〔問合せ先〕

<家庭から出た災害ごみの受入れに関する事>

環境政策課 25-3302

<土砂の受入れに関する事>

土木維持課 25-3208